

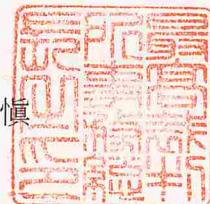
最高裁秘書第123号

令和3年2月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

73期導入修習に関する以下の文書（司法修習生に配布した文書は除く。）

ア 民事第1審手続の概説（講義）（民裁・民弁）で使用したパワーポイントの資料

イ 民弁問題研究1（事案分析）で使用したパワーポイントの資料

ウ 刑裁講義（事前課題解説等）で使用したパワーポイントの資料

エ 檢察導入講義で使用したパワーポイントの資料

オ 刑弁演習1（捜査弁護）で使用したパワーポイントの資料

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年3月24日付け（同月26日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第37号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）